

# 〔補訂版〕 事例でわかる 警察官のための生活安全相談の手引

多様化する市民相談に  
確かな「根拠」を持って  
答えるために！

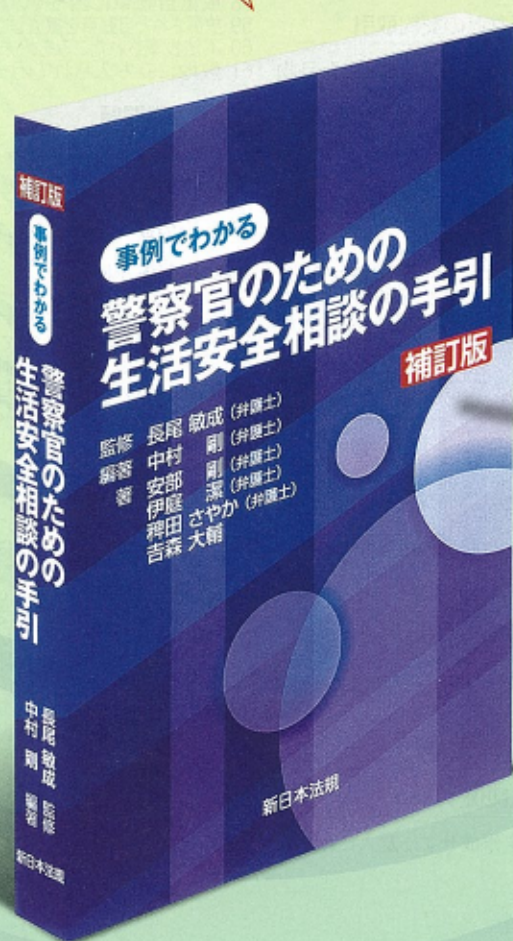
防犯問題から家事・  
民事問題、身の困りごとまで  
市民から寄せられる生活上の様々な  
相談への対応方法をQ&A形式で  
わかりやすく解説！

監修 長尾 敏成 (弁護士)

編著 中村 剛 (弁護士)

著 安部 剛 (弁護士)  
伊庭 潔 (弁護士)  
稗田さやか (弁護士)  
吉森 大輔

民法(債権法)改正や、令和3年公布の  
特定商取引に関する法律の改正に  
対応した最新版！



各設問では  
対応の根拠となる裁判例や  
法令、通達等をきめ細かく  
示したほか聴き方のポイントや  
利用可能な制度・関係機関などが  
わかる「対応時の留意事項」  
「実務アドバイス」  
を適宜登載！

A5判・総頁380頁  
定価4,620円(本体4,200円)  
送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価 4,180円  
(本体 3,800円)



内容見本 (A5判縮小)

【41】 息子の借金の返済を迫られた

Q 私には成人した息子が一人いるのですが、どうやら息子が金融業者から20万円を借りて、途中まで返済をしたものの、その後は返済が滞っているようです。そのため、先日実家である私の家にまで業者が来て、借金を返すように迫られました。その時はひとまず帰ってもらったのですが、その業者が言うには「子どもの借金を親が代わりに返すのは当たり前で返済義務がある」とのことでした。息子の借金を親である私が代わりに返済する義務があるのでしょうか。

A 息子さんの借金の保証人や連帯保証人になっていないのであれば、息子さんの借金を代わりに返済する必要はありません。業者に対して返済する義務がないことを説明しても、業者が帰らず居座って執拗に返済を迫ったり、脅迫的な言動があるような場合には、刑法130条の不退去罪や同法222条の脅迫罪が成立する可能性があります。

解説

1 借金の返済義務
巷間で「借金をする」といわれている行為は、金銭消費貸借契約の締結という法律行為(契約)です。金銭消費貸借契約は民法587条に規定されており、「消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約して相手方から金銭その他の物を受け取るることによって、その効力

を生ずる。」とされています。すなわち、金銭消費貸借契約が成立した場合には、当事者の一方(貸主)は他の当事者(借主)に対して金銭等を渡す義務が生じ、借主は種類、品質及び数量の同じ物(金銭を受け取ったのであれば金銭)を貸主に返還する義務を負うことになります。

このように、借金を返済する義務は金銭消費貸借契約という契約に基づくものであり、金銭消費貸借契約上の返済義務を負っているのは、契約の当事者である借主(本設問でいえば相談者の息子さん)のみです。したがって、金銭消費貸借契約の当事者ではない第三者はたとえ親族といえども借金を返済する義務はありません。

ただし、親が保証人や連帯保証人になっている場合には、貸主に対して独立した責任を負うことになりますので、親が返済しなければならぬ場合があります。

なお、令和2年4月1日に施行された改正民法587条の2第1項には「前条の規定にかかわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約することによって、その効力を生ずる。」との規定が追加されていますので、消費貸借契約と同時に金銭等の授受をしなくても法的拘束力が認められるようになりました。

2 金融業者への対応方法

(1) 返済する法的義務がないこと的主張
このように、保証人や連帯保証人になっていないのであれば、親が子どもの借金を返済する法的義務はありません。金融業者からすれば、親に返済義務がないことを十分認識しながらいわばダメ元で親に対して返済を要求していると思われるので、「法的に返済義務がない以上、自分たちが代わりに返済することはしない」

執拗に返済を求める場合には、金融業者に対して退去を求めるべきです。

そして、そのように退去を要求されたにもかかわらず、金融業者が敷地内又は住居内に居座る場合には、不退去罪が成立する可能性があります。また、業者が脅迫的な言動をした場合には、刑法222条の脅迫罪が成立する可能性があります(なお、貸金業法上の刑事罰については前掲設問【38】参照)。

4 警察の対応

本設問のような相談が寄せられた場合には、警察としては次のような対応を検討するとよいでしょう。

■対応時の留意事項

相談者が既に金融業者から嫌がらせや脅迫を受けている場合には、業者が闇金融業者である可能性が高いためといえます。そのような闇金融業者は、取立てのためには手段を選ばない傾向がありますので、嫌がらせや脅迫が徐々にエスカレートして、相談者が追い込まれてしまうケースも少なくありません。弁護士会や司法書士会の相談窓口の連絡先(電話番号)を渡すなどして早急な相談を促すとともに、緊急性がありそうなケースでは、刑事事件化することも検討してください。

参考法令等

- 民法587条
○刑法130条、222条
○貸金業法3条

(安部 剛)

【補訂版】事例でわかる 警察官のための生活安全相談の手引

掲載内容

第1章 防犯問題

第1 電話やネットでの嫌がらせ

- 1 無言電話が繰り返しかかってくる
2 嫌がらせメールが送られてくる
3 SNSに見張られているような書き込みをされている
4 個人情報ネット上に公表されている

第2 男女問題・ストーカー

- 5 不倫したことを暴露されそう
6 ストーカーにつきまとわれている
7 交際中の費用の返還を求められている
8 交際中の写真をネタにゆずられている

第3 各種の犯罪被害

- 9 通勤中の電車内で痴漢の被害に遭った
10 みかじめ料を要求された
11 特殊詐欺の被害に遭った

第4 その他防犯上の不安

- 12 空き家に人が出入りしている
13 不審者が出没する
14 隣人の防犯カメラを撤去してほしい

第2章 家事問題

第1 夫婦

- 15 暴力的な妻と離婚する方法について知りたい
16 浮気している夫から離婚を求められた
17 離婚後の生活費を確保したい
18 妻が子どもを連れて家を出て行った

第2 親子

- 19 未成年者が親に無断で契約を締

- 結してしまった
20 夫の愛人が子どもの認知を求めてきた
21 交流のなかった息子に老後の面倒を見てもらいたい
22 亡くなった妻の連れ子と離縁したい

第3 成年後見

- 23 高齢の母が財産を浪費してしまう
24 寝たきりの母が署名等を求められた
25 最近物忘れがひどく周囲に迷惑をかけている

第4 相続

- 26 子どものいない叔父が亡くなった
27 相続人の一人が遺言の無効を主張している
28 亡くなった父の借金の返済を求められている
29 相続人の一人から自宅からの立退きを求められている

第5 家庭内暴力・児童虐待

- 30 DV防止法の保護を受けられるのは
31 夫の暴力から逃れたい
32 DV夫が実家や職場に押しかけてくる
33 DVからの避難後、荷物を取りに戻りたい
34 子どもの虐待が疑われる

第3章 民事問題

第1 不動産

- 35 賃借人と長期間連絡が取れない
36 家賃の滞納を理由として鍵の交換をしてもよいか
37 賃貸物件が暴力団事務所として使用されている

第2 借金・保証

- 38 借金の取り立てがひどい
39 借金の利息が高すぎる
40 債権者から保証人として返済を迫られている
41 息子の借金の返済を迫られた

第3 売買などの契約取引

- 42 リサイクルショップで購入した品物が不良品だった
43 ネット通販で買った品物が届かない
44 勤務先からアルバイト代を払ってもらえない

第4 迷惑商法

- 45 営業電話がしつこい
46 注文していない商品が送られてきた
47 訪問販売で次々に契約させられた
48 無料セミナーで締結させられた契約を解約したい
49 マルチ商法に巻き込まれた
50 リサイクル業者が必要なものまで持っていった

第5 損害賠償

- 51 交通事故の加害者が任意保険に加入していなかった
52 小学生の自転車で衝突されて怪我を負った
53 子どもがいじめに遭って怪我をしたため責任を追及したい
54 台風で自宅の塀が倒れて通行人に怪我を負わせた
55 暴力団関係者に損害賠償を請求したい

第4章 身辺の困りごと

第1 友人関係

- 56 借用書を作成せずに友人にお金を

- 貸してしまった
57 子どもが学校でいじめを受けている

第2 迷惑行為

- 58 放置自転車に困っている
59 放置された自動車を撤去してもらいたい
60 不法投棄されたごみを始末してほしい
61 敷地に立ち入られて困っている

第3 近隣問題

- 62 隣のテレビやラジオの音に耐えられない
63 隣家からの落ち葉やたき火に悩まされている
64 ごみ屋敷のごみを片付けてもらいたい
65 私道の通行を妨げられている

第4 ペット・動物

- 66 野良猫や鳩への餌やりをやめてもらいたい
67 ペットの鳴き声がうるさくて困っている
68 無責任な飼い主への対応は
69 危険なペットが逃げ出してきた
70 ペットの虐待への対応は

第5 その他困りごと

- 71 高齢の父に運転をやめてもらいたい
72 高齢の母の徘徊に困っている
73 近所に住む男性の奇行に不安を覚えている
74 闇の組織に監視されている
75 若者の逸脱行為に悩まされている
76 家出した家族を探したい
77 JKビジネスのアルバイトを辞めさせたい
78 ぼったくりにあった
79 暴力団との関係を断ち切りたい
80 怪我をして働けなくなった

判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。